

議案第38号～第41号

議案第43号～第53号

令和4年8月29日

令和4年9月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 38 号	鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について……………	1
議案第 39 号	鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	7
議案第 40 号	鈴鹿市職員の定年等に関する条例の一部改正について……………	19
議案第 41 号	鈴鹿市職員の子育休等に関する条例の一部改正について……………	41
議案第 43 号	工事請負契約の締結について……………	53
議案第 44 号	津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について……………	55
議案第 45 号	市道の認定について……………	61
議案第 46 号	令和 3 年度鈴鹿市一般会計決算の認定について……………	65
議案第 47 号	令和 3 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	67
議案第 48 号	令和 3 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について……………	69
議案第 49 号	令和 3 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について……………	71
議案第 50 号	令和 3 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	73
議案第 51 号	令和 3 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	75
議案第 52 号	令和 3 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	77
議案第 53 号	令和 3 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	79

鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例
(別 紙)

提案理由

地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第2条 高齢者部分休業の承認は、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限として行うものとする。

2 高齢者部分休業は、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始業の時刻を始期又は終業の時刻を終期として、任命権者が定める時間を単位として、申請することができる。

3 地方公務員法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

4 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和31年鈴鹿市条例第4号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第8項及

び同条第10項中「前各項」とあるのは、「前各項及び鈴鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年鈴鹿市条例第 号）第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第16条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員と	（給与の減額） 第16条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員と

の間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）若しくは高齡者部分休業（当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齡によ

の間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齡により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しく

り管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第 39 号

鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(別 紙)

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、鈴鹿市職員の定年の引上げ等に係る関係条例の規定を整備するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 (退職手当) 第15条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) 地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 (退職手当) 第15条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第29条の規定により懲戒免職

(2)・(3) 略 3～5 略 第19条 略 <u>(定年前再任用短時間勤務職員等につ</u> <u>いての適用除外)</u> 第19条の2 第5条, 第6条, 第6条の 2, 第7条の2及び第15条の規定は, <u>地方公務員法第22条の4第1項若しく</u> <u>は第22条の5第1項若しくは第2項又</u> <u>は地方公務員の育児休業等に関する法</u> <u>律第18条第1項の規定により採用され</u> <u>た職員には適用しない。</u>	の処分を受けた者 (2)・(3) 略 3～5 略 第19条 略
--	---

(鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 鈴鹿市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略

第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第42条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 鈴鹿市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業を請求することができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(3) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第42条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(部分休業を請求することができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>を除く。） （部分休業の承認） 第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 略	(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。） （部分休業の承認） 第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 略
---	--

（鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（1週間の勤務時間） 第2条 略 2 略 3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は</u>	（1週間の勤務時間） 第2条 略 2 略 3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若し</u>

第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。

4・5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時

くは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。

4・5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時

間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児

間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職

短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3） 略

2・3 略

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3） 略

2・3 略

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

（鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4) 略 (5) <u>鈴鹿市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) 略 3 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u> (2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4) 略 (5) 略 3 略

(鈴鹿市職員の再任用に関する条例の廃止)

第5条 鈴鹿市職員の再任用に関する条例(平成13年鈴鹿市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項，附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで，附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員については，企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条，第 6 条，第 6 条の 2，第 7 条の 2 及び第 1 5 条の規定は，適用しない。

(改正後の鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項，附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで，附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員であって，短時間勤務の職（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占めるものをいう。）は，第 3 条の規定による改正後の鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして，同項，同条例第 3 条，第 4 条第 2 項，第 1 2 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 1 8 条の規定を適用する。

(改正後の鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項，附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで，附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員であって，短時間勤務の職（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占めるものを除く。）に対する第 4 条の規定による改正後の鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項の適用については，同項第 1 号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項，附則第 5 条第 1 項から第 4

項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占めるものを除く。）を除く。

）」とする。

議案第40号

鈴鹿市職員の定年等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等に係る規定を整備するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年鈴鹿市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>目次</u> <u>第 1 章 総則（第 1 条）</u> <u>第 2 章 定年制度（第 2 条―第 5 条）</u> <u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条―第 11 条）</u> <u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）</u> <u>第 5 章 雑則（第 14 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u> （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項，第 22 条の 5 第 1 項，第 28 条の 2，第 28 条の 5，第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき</u>，職員の定年等に関し必要な事項を定	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき</u>，職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

めるものとする。

第2章 定年制度

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（前項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 略

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）第40条第1項及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）第4条に規定する管理職手当を支給する職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年

3 略

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて
遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4
項に規定する他の職への降任等（以下
この章において「他の職への降任等」
という。）を行うに当たつては、法第
13条、第15条、第23条の3、第27条第
1項及び第56条に定めるもののほか、
次に掲げる基準を遵守しなければなら
ない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は
勤務の状況及び職務経験等に基づき
、降任又は転任（降給を伴う転任に
限る。）（以下この条及び第10条に
おいて「降任等」という。）をしよ
うとする職の属する職制上の段階の
標準的な職に係る法第15条の2第1
項第5号に規定する標準職務遂行能
力（次条第3項において「標準職務
遂行能力」という。）及び当該降任
等をしようとする職についての適性
を有すると認められる職に、降任等
をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮
した上で、管理監督職以外の職又は
管理監督職勤務上限年齢が当該職員
の年齢を超える管理監督職のうちで
きる限り上位の職制上の段階に属す
る職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする
こと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年

退職日までの期間内。第3項において
同じ。)で当該異動期間を延長し、引
き続き当該管理監督職を占める職員に
、当該管理監督職を占めたまま勤務を
させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又
は経験を必要とするものであるため
、当該職員の他の職への降任等によ
り生ずる欠員を容易に補充すること
ができず公務の運営に著しい支障が
生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他
の勤務条件に特殊性があるため、当
該職員の他の職への降任等による欠
員を容易に補充することができず公
務の運営に著しい支障が生ずること
。

(3) 当該職務を担当する者の交替が
当該業務の遂行上重大な障害となる
特別の事情があるため、当該職員の
他の職への降任等により公務の運営
に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定
により異動期間（これらの規定により
延長された期間を含む。）が延長され
た管理監督職を占める職員について、
前項各号に掲げる事由が引き続きある
と認めるときは、市長の承認を得て、
延長された当該異動期間の末日の翌日
から起算して1年を超えない期間内（

当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠

員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意

）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同

種の職を占める職員の1週間当たりの
通常の勤務時間に比し短い時間である
職をいう。以下この条及び次条第1項
において同じ。)に採用することがで
きる。ただし、年齢60年以上退職者が
その者を採用しようとする短時間勤務
の職に係る定年退職日相当日(短時間
勤務の職を占める職員が、常時勤務を
要する職でその職務が当該短時間勤務
の職と同種の職を占めているものとし
た場合における定年退職日をいう。)
を経過した者であるときは、この限り
でない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定に
よるほか、市が組織する地方公共団体
の組合の年齢60年以上退職者を、従前
の勤務実績その他の規則で定める情報
に基づく選考により、短時間勤務の職
に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし
書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事
項は、規則で定める。

附 則

3 略

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月
31日までの間における第3条の規定の
適用については、次の表の左欄に掲げ

附 則

3 略

る期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用され

た日から同日の属する年度の末日までの期間，末日経過職員にあつては，当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は，当該年度の前年度））において，当該職員に対し，当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに，同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，附則第11条の規定は，公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は，施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の鈴鹿市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ，かつ，旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について，旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において，この条例による改正後の鈴鹿市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは，市長の承認を得て，これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし，当該期限は，当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

2 任命権者は，基準日（施行日，令和7年4月1日，令和9年4月1日，令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準

日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年（新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第３条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に新条例第４条第１項若しくは第２項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）（以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- ３ 新条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第３条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条から附則第６条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（１） 施行日前に旧条例第２条の規定により退職した者

（２） 旧条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条の規定により勤務した後退職した者

（３） ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にあるもの

（４） ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）で

あつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（4） 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（5） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

（6） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でな

ければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合（次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、

当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含

む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 4 1 号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等について、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成４年鈴鹿市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児休業をすることができない職員） 第２条 育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２） 略 （３） <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第３条の２に規</u>	（育児休業をすることができない職員） 第２条 育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２） 略 （３） <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあ

定する期間内に育児休業をしよ
うとする場合にあっては当該期
間の末日から6月を経過する
日、第2条の4の規定に該当す
る場合にあっては当該子が2歳
に達する日）までに、その任期
（任期が更新される場合にあっ
ては、更新後のもの）が満了す
ること及び引き続いて任命権者
を同じくする職（以下「特定
職」という。）に採用されない
ことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する非常勤
職員

(ア) その養育する子が1歳に達
する日（以下「1歳到達日」と
いう。）（当該子について当該
非常勤職員が第2条の3第2号
に掲げる場合に該当してする育
児休業の期間の末日とされた日

っては、2歳に達する日）まで
に、その任期（任期が更新され
る場合にあっては、更新後のも
の）が満了すること及び任命権
者を同じくする職（以下「特定
職」という。）に引き続き採用
されないことが明らかでない非
常勤職員

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合
に該当する非常勤職員（その養育
する子が1歳に達する日（以下こ
の号及び同条において「1歳到達
日」という。）（当該子について
当該非常勤職員がする育児休業の
期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日）におい
て育児休業をしている非常勤職員
に限る。）

が当該子の1歳到達日後である
場合にあつては、当該末日とさ
れた日。以下この(ア)において
同じ。)において育児休業をし
ている非常勤職員であつて、同
条第3号に掲げる場合に該当し
て当該子の1歳到達日の翌日を
育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業
の期間の末日とする育児休業を
している場合であつて、当該任
期を更新され、又は当該任期の
満了後引き続いて特定職に採用
されることに伴い、当該育児休
業に係る子について、当該更新
前の任期の末日の翌日又は当該
採用の日を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしようとし
るもの

ウ その任期の末日を育児休業の期
間の末日とする育児休業をしてい
る非常勤職員であつて、当該育児
休業に係る子について、当該任期
が更新され、又は当該任期の満了
後に特定職に引き続き採用される
ことに伴い、当該任期の末日の翌
日又は当該引き続き採用される日
を育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育

児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当

後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲

該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の

げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし
書の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員で
あって、当該任期の末日を育児休業
の期間の末日とする育児休業をして
いるものが、当該任期を更新され、
又は当該任期の満了後引き続いて特
定職に採用されることに伴い、当該
育児休業に係る子について、当該更
新前の任期の末日の翌日又は当該採
用の日を育児休業の期間の初日とす
る育児休業をしようとする事。

(育児休業法第2条第1項第1号の人
事院規則で定める期間を基準として条
例で定める期間)

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし
書の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当
したことにより当該育児休業に係る
子について既にしたものを除く。)
の終了後、3月以上の期間を経過し
たこと(当該育児休業をした職員
が、当該育児休業の承認の請求の際
育児休業により当該子を養育するた
めの計画について育児休業等計画書
により任命権者に申し出た場合に限
る。)。

(6)・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期
間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員が、当該育児休業に係る
子について、当該任期が更新され、
又は当該任期の満了後に特定職に引
き続き採用されることに伴い、当該
任期の末日の翌日又は当該引き続き
採用される日を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしようとするこ
と。

<u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（5） 略 （6） 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （7） 略	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（5） 略 （6） 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （7） 略
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例によ

る改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 1 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については，なお従前の例による。

工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年8月29日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 天名地区公共施設一体整備外構工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 鈴鹿市御菌町地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 139,634,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鈴鹿市秋永町2017番地
三舞建設株式会社
代表取締役 下 智巳 |
| 5 | 工 期 | 議決の日から令和5年9月30日まで |

提案理由

天名地区公共施設一体整備外構工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条第1項の規定により、この議案を提出する。

議案第44号

津市，鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により，
津市，鈴鹿市及び亀山市が消防通信指令に関する事務を共同して管理し，及び執行す
るため，津市，鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の規約を定め，これを設置
することについて，津市及び亀山市と協議する。

令和4年8月29日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

津市，鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会規約

（ 別 紙 ）

提案理由

津市，鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関し津市及び亀山市と
協議するについて，地方自治法第252条の2の2第3項の規定により，この議案
を提出する。

津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 この協議会の名称は、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、津市、鈴鹿市及び亀山市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担当事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達その他の消防通信指令に関する事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、津市久居明神町2276番地津市消防本部内に置く。

（組織）

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、津市消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、鈴鹿市消防長の職にある者及び亀山市消防長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長が、その職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 担任事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分並びに身分については、関係市の消防長の協議により定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ関係市の消防職員のうちから選任する。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員として適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する関係市の消防長にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担任事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、担任事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会は、担任事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、当該担任事務に関する津市の条例、規則その他の規程（以下「津市

の条例等」という。)を関係市の当該担当事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行する。

2 津市は、担当事務に関する津市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ鈴鹿市及び亀山市と協議しなければならない。

3 津市長は、担当事務に関する津市の条例等が制定され、又は改廃された場合は、速やかにその旨を鈴鹿市長及び亀山市長並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 担当事務の管理及び執行に要する費用は関係市が負担し、協議会の出納は津市が行う。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合による。

3 鈴鹿市及び亀山市は、前項の規定により負担すべき額を負担金として津市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 担当事務の用に供する財産は、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分し、当該財産の管理は協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する津市の条例等を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行う。

(その他の財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関する事項については、この規約に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務に関し、必要な規程等を設けることができる。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
043461	算所三丁目 461 号線	算所三丁目	算所三丁目	52.5
		算所三丁目		6.0～ 9.3
073489	野町 489 号線	野町字南土場	野町	245.0
		野町字黒土		6.0～15.8
073490	野町 490 号線	野町字南土場	野町	295.1
		野町字中土場		6.0～13.2
073491	野町 491 号線	野町字南土場	野町	195.5
		野町字中土場		6.0～13.2
073492	野町 492 号線	野町字南土場	野町	200.9
		野町字中土場		6.0～13.2
073493	野町 493 号線	野町字中土場	野町	345.6
		野町字南土場		6.0～19.3
073494	野町 494 号線	野町字中土場	野町	225.8
		野町字南土場		9.0～19.0
073495	野町 495 号線	野町字南土場	野町	52.0
		野町字南土場		6.0～13.2
073496	野町 496 号線	野町字南土場	野町	86.9
		野町字野末		6.0～14.7
103561	池田 561 号線	池田町字神田	池田町	104.7
		池田町字神田		6.0～13.0
123876	東玉垣 876 号線	東玉垣町字乙戸部	東玉垣町	86.3
		東玉垣町字乙戸部		6.0～ 9.8
163210	御菌 210 号線	御菌町字郷堂	御菌町	350.0
		御菌町字郷堂		10.6～17.4
163211	御菌 211 号線	御菌町字郷堂	御菌町	36.5
		御菌町字郷堂		13.0～15.2

183121	小田 121 号線	小田町字あらこ	小田町	58.0
		小田町字あらこ		6.0～13.0
183122	小田 122 号線	小田町字あらこ	小田町	150.3
		小田町字あらこ		6.0～ 9.4
183123	小田 123 号線	小田町字あらこ	小田町	102.0
		小田町字あらこ		6.0～13.3
183124	小田 124 号線	小田町字あらこ	小田町	22.6
		小田町字あらこ		6.0～13.1

令和3年度鈴鹿市一般会計決算の認定について

令和3年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月29日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和3年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 4 7 号

令和 3 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 48 号

令和 3 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 4 9 号

令和 3 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて
認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について、地方自治法第
2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出
する。

議案第 5 0 号

令和 3 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 5 1 号

令和 3 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 5 2 号

令和 3 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を令和 3 年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第 3 0 条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。

議案第 53 号

令和 3 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和 3 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を令和 3 年度鈴鹿市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和 3 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。